

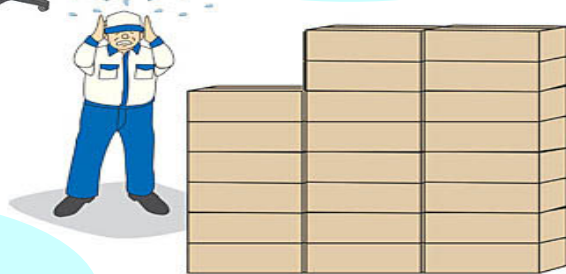
独占禁止法相談ネットワーク の御利用をお待ちしています。

このようなことでお困りではありませんか？

どんな情報交換を
すると問題なの？



注文どおりなの
に返品された！



うちは消費増
税分は支払わ
ないよ！



各商工会議所では、独
占禁止法、下請法及び
消費税転嫁対策特別措
置法に関する御相談を
受け付けています。

内容、御希望により、
公正取引委員会の窓口
を紹介します。

御相談は、お近くの商工会議所 または、
内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室
(電話 098-866-0049)までお願いします。

